

(趣旨)

第1条 この要綱は、世田谷区優良建築物等整備事業要綱（平成7年7月1日世開発第71号）第4条第2項に基づく民間事業者の優良な建築物の建築及びその敷地等の整備に要する費用に充てるために交付する世田谷区優良建築物等整備事業補助金（以下「補助金」という。）について、世田谷区補助金交付規則（昭和57年5月世田谷区規則第38号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「優良建築物等整備事業」及び「施行者」とは、世田谷区優良建築物等整備事業要綱第2条に規定する優良建築物等整備事業又は施行者をいう。

(補助金の交付の対象となる事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、施行者が行う優良建築物等整備事業に係る調査設計計画の作成、土地整備及び共同施設整備で、区長が適当と認めるものとする。

(補助金の交付額)

第4条 補助金の交付額は、補助事業に要する費用の3分の2以内とし、一地区当たり1億円を限度とする。この場合において、補助事業に要する費用の算出方法については、市街地再開発事業等補助要領（建設省住街発第47号。昭和62年5月20日建設省住宅局長通知）及び住宅局所管事業関連共同施設整備等補助要領細目（建設省住街発第29号。平成12年3月24日建設省住宅局長通知）の規定を準用するものとする。

2 補助金の交付額の総額は、予算の定める額を限度とする。

(事前相談)

第5条 区長は、優良建築物等整備事業を施行し、補助金の交付を受けようとする者（以下「施行予定者」という。）に、あらかじめ基準又は規約、事業計画その他必要な事項を定めさせ、優良建築物等整備事業に係る事前相談書（第1号様式）を提出させなければならない。

(補助事業の内定通知)

第6条 区長は、原則として年度当初に前条の規定による事前相談を行った施行予定者の事業計画を審査し、当該年度に実施する事業について、別に定める基準により補助事業とすることが適当であると認めたときは、当該施行予定者に補助事業の内定通知をするものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 区長は、補助金の交付を受けようとする施行者に、優良建築物等整備事業補助金交付申請書(第2号様式。次条において「申請書」という。)を区長が別に定める日までに提出させなければならない。

(交付の決定及び通知)

第8条 区長は、申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、決定の内容及びこれに付した条件を優良建築物等整備事業補助金交付決定通知書(第3号様式)により、当該申請書を提出した施行者に通知するものとする。

(交付申請の取下げ)

第9条 区長は、前条の規定による補助金の交付の決定の通知(以下「交付決定通知」という。)を受けた施行者が補助金の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該交付決定通知を受けた日から起算して15日を経過した日までに申請の取下げを認めるものとする。ただし、区長が必要と認めたときは、この期日を変更することができる。

2 前項の申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(補助金の経理等)

第10条 区長は、施行者に対し、補助事業に係る収支の状況を会計帳簿によって明らかにさせておくとともに、当該会計帳簿及び補助事業に係る収支に関する書類を補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存させなければならない。

2 建物補償費相当額及び従前建物物価額相当額は、優良建築物等の建設に要する費用に充てなければならない。

(経費の配分及び配分の変更)

第11条 補助金の経費の配分は、調査設計計画の作成、土地整備及び共同施設整備とする。

2 区長は、施行者に対し、補助金の経費の配分を変更しようとする場合は、優良建築物等整備事業補助金の経費の配分変更承認申請書(第4号様式)により申請し、区長の承認を受けさせなければならない。

(補助事業の変更)

第12条 区長は、施行者に対し、補助事業の内容の変更をしようとする場合において、その変更が補助金の額に変更を生じないもので、次に掲げる補助事業の内容の変更であるときは、あらかじめ優良建築物等整備事業の事業内容変更承認申請書(第5号様式)により申請し、区長の承認を

受けさせなければならない。

(1) 優良建築物等の位置及び形態の変更

(2) 優良建築物等の事業を施行する区域の変更

2 区長は、施行者に対し、補助金の額に変更を生じないもので、前項各号に掲げる以外の補助事業の内容の変更をしたときは、速やかに区長に報告させなければならない。

3 区長は、施行者に対し、補助事業の内容の変更をしようとする場合において、その変更が補助金の額に変更が生じるものであるときは、当該事業の変更に係る優良建築物等整備事業補助金交付変更申請書（第6号様式）により申請し、区長の承認を受けさせなければならない。

(補助事業の中止又は廃止)

第13条 区長は、施行者に対し、第8条の規定による補助金の交付決定後において、やむを得ない事情により補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに優良建築物等整備事業補助事業中止（廃止）承認申請書（第7号様式）により申請し、区長の承認を受けさせなければならない。

(補助事業の完了期日の変更)

第14条 区長は、施行者に対し、補助事業が交付決定通知に付された期日までに完了しない場合は、速やかに優良建築物等整備事業の完了期日変更報告書（第8号様式）により区長に報告し、その指示を受けさせなければならない。

(遂行状況報告)

第15条 区長は、施行者に対し、原則として毎会計年度各四半期（第4四半期を除く。）ごとに優良建築物等整備事業遂行状況報告書（第9号様式）を当該期間経過後5日までに区長に提出させなければならない。

(遂行命令等)

第16条 区長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査、施行者が提出する報告書等により補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、当該施行者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命じるものとする。

2 区長は、施行者が前項の規定による命令に違反したときは、当該施行者に対し、補助事業の遂行の一時停止を命じるものとする。

(実績報告)

第17条 区長は、施行者に対し、補助事業が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、

当該補助事業の完了の日（廃止の承認を受けた日を含む。）から起算して1月を経過した日又は当該補助事業の完了の日の属する会計年度の3月31日のいずれか早い日までに、優良建築物等整備事業完了実績報告書（第10号様式）を区長に提出させなければならない。

- 2 区長は、前条の完了実績報告書の提出があったときは、当該実績報告書を審査し、必要があると認めたときは、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査しなければならない。

（補助金の額の確定）

第18条 区長は、前条第2項による審査又は調査の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、当該補助事業に要した費用に補助率を乗じて得た額と第8条の規定による補助金の交付の決定に係る額のいずれか低い額をもって、交付すべき補助金の額を確定し、優良建築物等整備事業補助金額確定通知書（第11号様式）により、当該完了実績報告書を提出した施行者に通知するものとする。

（補助金の請求及び支払）

第19条 区長は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定したときは、補助事業者に優良建築物等整備事業補助金交付請求書（第12号様式。次項において「請求書」という。）を速やかに提出させるものとする。

- 2 区長は、請求書の提出があったときは、速やかに当該請求書に係る補助金を支払うものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、区長は、補助事業の円滑な遂行のため必要があると認める補助金の交付については、世田谷区会計事務規則（昭和40年3月世田谷区規則第9号）第86条第1項に規定する概算払をすることができる。
- 4 第1項及び第2項の規定は、前項の規定により補助金の概算払をする場合に準用する。この場合において、第1項中「前条の規定により交付すべき補助金の額を確定したとき」とあるのは「第8条の規定により補助金の交付を決定したとき」と読み替えるものとする。

（交付決定の取消し）

第20条 区長は、施行者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- （1） 偽りその他の不正手段によりこの補助金の交付の決定を受けたとき。
- （2） 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- （3） 前2号に掲げるもののほか、補助金の交付の決定内容若しくはこれに付した条件又は法令に違反したとき。

2 区長は、前項の規定による取消しをしたときは、その内容を書面により速やかに施行者に通知しなければならない。

(補助金の返還)

第21条 区長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じなければならない。

2 区長は、第18条の規定による補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその差額の返還を命じなければならない。

3 第1項の規定は、区長が第13条の承認をした場合に準用する。

(違約加算金及び延滞金)

第22条 区長は、施行者に対し、前条第1項又は第3項の規定により補助金の返還を命じたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を区に納付させなければならない。

2 区長は、補助金の返還を命じた場合において、施行者がこれを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を区に納付させなければならない。

3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(違約加算金の計算)

第23条 前条第1項の規定により区長が違約加算金の納付を命じた場合において、施行者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第24条 第22条第2項の規定により区長が延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除する額とする。

(補助金の一時停止)

第25条 区長は、この要綱又はこの要綱以外の要綱等に基づき交付されている補助金等の返還を命じられた施行者が、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、この要綱に基づき交付すべき補助金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止

することができる。

(是正のための措置)

第26条 区長は、第17条第2項による審査又は調査の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めたときは、これらに適合させるための措置をとるべきことを施行者に命じるものとする。

2 区長は、施行者に対し、前項の命令により必要な処置をした場合は、その結果を完了実績報告書により報告させなければならない。

(事業完了報告)

第27条 区長は、施行者に対し、優良建築物等整備事業が完了した時には、速やかに優良建築物等整備事業に係る事業完了報告書(第13号様式)を区長に提出させなければならない。

(住宅の用途の維持)

第28条 区長は、施行者に対し、補助事業により建築した建築物の住宅の用に供する専有部分について、その用途を維持するように努めさせなければならない。

(委任)

第29条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、防災街づくり担当部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成7年7月1日から施行する。
- 2 世田谷区優良再開発建築物整備促進事業補助金交付要綱(平成4年4月1日付世開発第198号)は、廃止する。
- 3 この要綱の施行の際、現に世田谷区優良再開発建築物整備促進事業補助金交付要綱の規定によって行った区長の通知、施行者の申請、その他の事項でこの要綱に相当する規定のあるものは、それぞれこの要綱の規定に基づいて行ったものとみなす。

附 則(平成13年4月1日)

- 1 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に世田谷区優良建築物等整備事業補助金交付要綱の規定によって行った区長の通知、施行者の申請、その他の事項でこの要綱に相当する規定のあるものは、それぞれこの要綱の規定に基づいて行ったものとみなす。

附 則(平成20年3月31日19世拠整一第325号)

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に世田谷区優良建築物等整備事業補助金交付要綱の規定によって行っ

た区長の通知、施行者の申請、その他の事項でこの要綱に相当する規定のあるものは、それぞれこの要綱の規定に基づいて行ったものとみなす。

附 則（平成27年3月31日26世拠整二第164号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和3年5月25日3世市整第75号）

この要綱は、令和3年5月25日から施行する。

附 則（令和6年1月15日5世市整第156号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月28日5世市整第263号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。